

佐倉市土地の埋立て及び土質等の 規制に関する条例・同施行規則

申請の手引き

佐倉市経済環境部廃棄物対策課

令和7年4月

はじめに

この条例は、有害物質を含んだ土砂等または再生土等の埋立て等から発生する土壌汚染を防止するとともに、土砂等の不適正な埋立て・盛土・堆積から発生する災害を防止するため、平成9年10月1日から施行したところですが、その後の情勢から平成18年4月1日に全部改正し、平成24年5月29日及び平成27年4月1日に一部改正して施行しています。

また、再生土等の埋立て等から発生する土壌汚染を防止するとともに再生土等の不適正な埋立て、盛土、堆積から発生する災害を防止するため平成30年4月1日及び平成31年4月1日に一部改正して施行しています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を実施される事業主等（土地所有者、事業施工者）に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法等を解説したものです。

以上のことから条例の主旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いします。

Ⅰ 土砂等の埋立て等の事業(特定事業)を実施する事業主等への留意事項

特定事業とは、宅地造成、農地かさ上げ（客土行為を含む。）など土地利用の形態等を問わず、**300平方メートル以上の区域**を土砂等で埋立て等に供する事業（条例第2条）をいい、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に基づく許可（条例第9条）が必要になります。

また、上記許可が必要のない造成等であっても、何人も、安全基準に適合しない土砂等または再生土等を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない（条例第7条第1項） ことになっています。

第一 事業の実施にあたって

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要になります。

- 1 特定事業を行おうとする区域（土地）の埋蔵文化財の有無については、**魅力推進部文化課**に確認してください（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）。
- 2 特定事業を行おうとする区域（土地）内に、赤道や青道がある場合（公図で確認してください。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を**土木部土木管理課、道路維持課及び治水課**に確認してください。
- 3 特定事業を行おうとする土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可について、**農業委員会事務局**に必要な手続きを確認してください。
- 4 特定事業を行おうとする土地が山林の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、**経済環境部農政課、北部林業事務所印旛支所**に必要な手続きを確認してください。
- 5 現場事務所（仮設含む。）などの建築物の建築又は特定工作物の建設については、**都市部市街地整備課、建築指導課**に必要な手続きを確認してください。
- 6 その他、施行規則第11条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を確認してください。
- 7 佐倉市内には、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域があるので、この区域内では、宅地（農地、森林、公共用地（道路、河川等）等以外の全て）にするために造成を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要になりますので、**都市部市街地整備課**に手続きを確認してください。
- 8 特定事業又は堆積事業で、「ブルドーザー、パワーショベル、バックホウそ

の他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業」を行う場合は、騒音規制法、振動規制法又は佐倉市環境保全条例に規定する特定建設作業若しくは特定作業に該当する場合がありますので、**経済環境部生活環境課**に手続きを確認してください。また、1,000 m²以上の一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要になりますので、**千葉県印旛地域振興事務所地域環境保全課**に手続きを確認してください。

第二 事業について

1 事業区域、対象事業

- (1) 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、現場事務所、一時堆積特定事業場の保安地帯等は含みません。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が対象となります（たとえ隣接地でも許可対象となりますので注意してください）。

- (2) ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為（入れ替えを含む。）は、この条例の許可対象外になります。

- (3) 植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂はこの条例の許可対象外になります。

- (4) 廃棄物処理場の覆土行為は、この条例の許可対象外になります。

- (5) 自己の居住する住居を建てるために土地を埋め立てる行為は、この条例の許可対象外になります。

2 使用材料等

- (1) 搬入路の路盤材としての碎石等は、この条例の対象外になりますが、事業完了等の際には撤去が必要になります。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等に分類されません。建設汚泥を中間処理した再生土等については、特定事業場への搬入は禁止されています。

(3) 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等を行うことにより、周辺環境に対して影響の恐れがある油分等（廃棄物ではないこと。）を含む土砂等については、原則として特定事業場への搬入は禁止されています。

ただし、物理的処理によって含有量を低減する処理を行った場合については、処理前の発生元証明書及び処理前後の地質分析（濃度）結果並びに処理方法内容書等を添付し、市長が認めた土砂等である場合は、この限りではありません。

3 その他

(1) 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）を行う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入が終了し、必ず条例第7条第1項に規定する安全基準に適合していることを市が確認した後に行ってください。

(2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所ごとに必要になります。

(3) 土砂等の受入れに際し、発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書水素イオン濃度測定を実施すること。建設汚泥処理物等は、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場に持ち込まれる事例が発生していることから埋立て完了後の跡地利用等における事業主保護のため、残土受入れに際し、引き続き水素イオン濃度の測定（基準値は pH 5.8～8.6）をすること。

(4) 排水の水質検査については、検査依頼機関に、容器、採水量等を十分確認しておくこと。

(5) 事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れてからは認められないので、事業変更許可（事業変更協議を含む。）が必要な場合には、期限が切れる3～6ヶ月程度前から余裕を持って手続きに入ること。

(6) 申請手数料について

平成18年4月1日より、申請手数料を次のとおり納めなければならない。

① 特定事業許可申請手数料

- ・ 特定事業区域面積300㎡以上3,000㎡未満 20,000円
- ・ 特定事業区域面積3,000㎡以上 48,000円

② 特定事業変更許可申請手数料

- ・ 特定事業区域面積300㎡以上3,000㎡未満 10,000円
- ・ 特定事業区域面積3,000㎡以上 28,000円

③ 特定事業譲受け 28,000円

* 事前協議済書に添付される納入通知書により、許可申請書の提出日までに納入すること。

(7) 土砂搬入車両は条例に定める標識を掲げるとともに、運搬確認票を携帯しなければならない。

4. 事業主等が、事前協議書の提出前までの事務事項

(1) 特定事業区域（埋立て地）の確定、図書作成してください。

(2) 特定事業区域に案内看板を設置してください。

(3) 事前説明会の開催、議事録を作成してください。

「案内看板の設置後、30日以上経過後に開催すること」

(4) 隣接地主の同意「隣接地主全員」、事業区域から100m以内に居住する

世帯の同意「10分の8以上」を得ること。

- (5) 法令等の制約を確認すること。
- (6) 特定事業区域内の文化財の確認をすること。
- (7) 地目等による制約の確認「赤道、青道、農地、山林等」をすること。
- (8) 特定事業区域内の土壌調査を実施すること。
- (9) 提出部数は正本1通、写し1通の計2部。

○佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

平成17年12月26日条例第49号

改正

平成24年 5 月29日条例第22号

平成25年10月 1 日横書き施行

平成26年12月17日条例第38号

平成29年12月22日条例第40号

平成31年 3 月25日条例第 6 号

令和 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成 9 年佐倉市条例第 1 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第 6 条）

第 3 章 不適正な土地の埋立て等の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 4 章 特定事業の規制（第 9 条—第30条）

第 5 章 雑則（第31条—第36条）

第 6 章 罰則（第37条—第41条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、土地の埋立て、盛土及び堆積行為並びにそれらに使用する土砂等の土質について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生の防止並びに良好な生活環境の保全を図り、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 土地の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）又は再生土等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等又は再生土等の堆積を行う行為（土砂等にあつては製品の製造又は加工のための原材料の堆積を行う行為を、再生土等にあつては規則で定める行為を除く。）をいう。

（２） 土砂等の埋立て等 土地の埋立て等のうち、再生土等を使用しないものをいう。

（３） 特定事業 土砂等の埋立て等に従事する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域から発生し、又は

採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときは、当該事業を行う区域をいう。以下同じ。) 以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上であるもの(土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前 2 年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は、施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積を合算して 300 平方メートル以上(当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者(その代表者又は役員の 2 分の 1 以上が同一である法人を含む。)) である場合に限る。)) となるものをいう。

(4) 一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為をいう。

(5) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。

(6) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設等が存する区域をいう。

(7) 事業主等 特定事業を施工する土地について所有権、地上権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者及び特定事業を施工する者をいう。

(事業主等の責務)

第 3 条 事業主等は、事業を施工するに当たっては、土壤の汚染及び災害の発生の防止を図るよう努めなければならない。

2 事業主等は、事業を施工するに当たっては、良好な生活環境の保全を図るため、佐倉市環境保全条例(平成11年佐倉市条例第27号)第45条第 1 項に定める悪臭の規制基準その他の同条例に定める規制基準を遵守しなければならない。

3 事業主等は、特定事業区域の周辺地域の住民及び土地所有者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得なければならない。

4 事業主等は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化に努めなければならない。

2 土砂等又は再生土等を運搬する事業を行う者は、土地の埋立て等に使用される土砂等又は再生土等を運搬しようとするときは、当該土砂等又は再生土等の汚染状況を確認し、土地の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等又は再生土等を運搬することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、土地の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止並びに良好な生活環境の保全のため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土地の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止並びに良好な生活環境の保全のため、土地の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土地の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準 (安全基準)

第6条 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準その他災害の発生の防止及び良好な生活環境の保全に係る基準を参酌し、規則で定める。

第3章 不適正な土地の埋立て等の禁止等 (安全基準に適合しない土砂等又は再生土等による土地の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等又は再生土等を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土地の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等又は再生土等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土地の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土地の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、土地の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等又は再生土等が使用されていることを確認したときは、当該土地の埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該土地の埋立て等を停止することを命じ、期限を定めて当該土地の埋立て等を使用された土砂等又は再生土等（当該土砂等又は再生土等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 市長は、前項に規定する状況を確認したときは、速やかに当該土砂等又は再生土等及び当該土地の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供しなければならない。

5 土地の埋立て等が国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）である場合（安全基準に適合しない土砂等を使用して土地の埋立て等を行う場合を除く。）には、第1項の規定を適用しない。

（土地の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第8条 土地の埋立て等を行う事業主等は、当該土地の埋立て等を使用された土砂等又は再生土等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地の埋立て等を使用された土砂等又は再生土等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主等に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第4章 特定事業の規制 (特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする事業主等は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合は、この限りでない。

(1) 公共事業

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採

取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下第13条において「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業
(事前協議)

第10条 前条の許可の申請をしようとする事業主等は、規則で定めるところにより、あらかじめ特定事業の計画について市長と協議をしなければならない。

(許可の申請)

第11条 第9条の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時堆積特定事業である場合は、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- (4) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 特定事業の期間
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (11) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合は、当該許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限)

第12条 第9条の許可を受けようとする事業主等は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする事業主等は、第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第13条 市長は、第9条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合は、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る佐倉市行政手続条例（平成9年佐倉市条例第3号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

(4) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であり、かつ、特定事業に使用さ

れる土砂等に再生土等が含まれていないこと。

- (5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 第11条第1項第8号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
- (7) 第11条第1項第8号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (8) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合は、当該申請が前項第1号及び第3号並びに次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- (1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (3) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第5号及び第9号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた事業主等は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第9条の許可を受けた事業主等が第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

5 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。

6 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

8 第9条の許可を受けた事業主等は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の条件)

第15条 第9条の許可（前条第1項及び第25条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。

(名義貸しの禁止)

第15条の2 第9条の許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって、他人に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(特定事業の着手の届出)

第16条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第17条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積（次条において「一時的堆積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分され

ているものに限る。)から発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(土砂等管理台帳の作成等)

第18条 第9条の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合を除く。)を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を規則で定める期日までに作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)
- (3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第9条の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合に限る。)を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を規則で定める期日までに作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第9条の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

第19条 第9条の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業である場合は、当該一時堆積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等又は再生土等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第20条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第18条に規定する土砂等管理台帳及び次条第3項に規定する書類を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に

供しなければならない。

(標識の掲示等)

第21条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

3 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域へ土砂等を搬入する運搬車両に特定事業の許可番号を表示し、規則で定める事項を記載した書類を携帯し、土砂等の搬入後、土砂等管理台帳に添付して保存しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第22条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第23条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた事業主等は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第24条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた事業主等は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた事業主等は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第25条 第9条の許可を受けた事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 申請者が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

- 4 第1項の許可の基準については、第13条第1項第1号の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第26条 第9条の許可を受けた事業主等について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により第9条の許可を受けた事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第27条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた事業主等（第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、直ちに当該特定事業を停止し、又は相当の期間を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行なった事業主等に対し、相当の期間を定めて当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、第9条の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条、第14条第1項又は第25条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第13条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第13条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第13条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第13条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第13条第1項第4号の規定に適合しなくなったとき。
- (7) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (8) 第15条の条件に違反したとき。
- (9) 第15条の2及び第17条から第21条までの規定に違反したとき。

(10) 第26条第1項の規定により第9条の許可を受けた事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。

(11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第29条 市長は、第22条第6項、第23条第5項、第24条第5項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、相当の期間を定めてその特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（関係書類等の保存）

第30条 第9条の許可を受けた事業主等は、当該特定事業について第22条第3項の規定による廃止の届出、第23条第3項の規定による完了の届出若しくは第24条第3項の規定による終了の届出をした日又は第28条第1項の規定による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 第9条の許可を受けた事業主等は、第18条に規定する土砂等管理台帳及び第21条第3項に規定する書類を第18条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。

第5章 雑則

（施工状況等の報告）

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、工事の施工状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、10日以内に、当該求められた事項を市長に報告しなければならない。

（代執行）

第32条 市長は、第27条第1項若しくは第2項又は第29条の規定による命令を受けた事業主等が指定した期間内に命ぜられた措置を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業主等から徴収することができる。

（立入検査）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土地の埋立て等を行う事業主等の現場事務所、特定事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第33条の2 市長は、第9条、第14条第1項又は第25条第1項の許可をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第28条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(官公署への照会等)

第33条の3 市長は、この条例に関する調査について必要があるときは、官公署に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第34条 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の許可を受けようとする者は、佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(公表)

第35条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項又は第29条の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項の規定による指導に従わない者
- (3) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (4) 第15条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者
- (5) 第15条の2の規定に違反して他人に特定事業を行わせた者

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項又は第29条の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (3) 第15条の2の規定に違反して他人に特定事業を行わせた者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者
- (2) 第18条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第18条第3項、第19条第1項若しくは第2項又は第31条第2項の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第21条第3項の規定に違反して、規則で定める事項を記載した書類を携帯せず、又は規則で定める事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(5) 第30条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳及び第21条第3項に規定する書類を保存しなかった者

(6) 第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第8項、第16条、第22条第3項、第23条第3項、第24条第3項又は第26条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第30条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反して、標識を掲げなかった者

(2) 第21条第3項の規定に違反して、特定事業の許可番号を表示せず、又は規則で定める事項を記載した書類を携帯しなかった者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定によって届出をした事業主等は、改正後の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の規定によってなされた許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第13条第2項の規定によってなされた届出は、新条例第26条第2項の規定によってなされた届出とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第14条の規定によって届出をした事業主等は、新条例第14条第1項の規定によってなされた許可を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定によってなされた届出は、新条例第16条の規定によってなされた届出とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第17条第2項の規定によってなされた報告は、新条例第31条第2項の規定によってなされた報告とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第18条第1項の規定によってなされた報告は、新条例第22条第1項の規定によってなされた届出とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定によってなされた報告は、新条例第23条第3項の規定によってなされた届出とみなす。

9 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行の際現に旧条例の規定に

よりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 5 月 29 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第38号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（許可に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「改正後条例」という。）第 2 条第 3 号の特定事業（300 平方メートル以上 500 平方メートル未満のものに限る。）を行っている者は、この条例の施行の日から起算して 6 か月間は、改正後条例第 9 条の許可を要せず、当該事業を行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「改正前条例」という。）第 9 条又は第 14 条第 1 項の規定による許可を受けている者は、なお従前の例により、当該事業（改正後条例第 2 条第 2 号に規定する土砂等の埋立て等に該当するものに限る。）を行うことができる。

（命令に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現に発せられている改正前条例第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 27 条、第 28 条第 1 項又は第 29 条の規定による命令は、なお効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行の日前にした行為又は前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月25日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」とい

う。)(有期のものに限る。以下同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

○佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則

平成18年 3 月31日規則第39号

改正

平成19年10月 1 日規則第44号
平成24年 3 月26日規則第 5 号
平成24年 8 月13日規則第27号
平成25年10月 1 日横書き施行
平成26年12月17日規則第44号
平成27年 2 月 2 日規則第 3 号
平成28年 3 月 2 日規則第11号
平成29年 2 月22日規則第 4 号
平成29年12月22日規則第43号
平成31年 3 月25日規則第22号
令和元年 6 月11日規則第 2 号
令和元年 6 月28日規則第 7 号
令和 2 年12月17日規則第43号
令和 4 年 2 月 1 日規則第 4 号
令和 5 年 5 月26日規則第24号
令和 6 年 3 月 8 日規則第 8 号

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則（平成 9 年佐倉市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成17年佐倉市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（条例第 2 条第 1 号の規則で定める産業廃棄物）

第 2 条の 2 条例第 2 条第 1 号の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- （1） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- （2） 鋳さい
- （3） 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- （4） ばいじん
- （5） その他市長が定める産業廃棄物

（条例第 2 条第 1 号の規則で定める処理）

第 2 条の 3 条例第 2 条第 1 号の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他市長

が定める処理とする。

(条例第2条第1号の規則で定める行為)

第2条の4 条例第2条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 条例第2条第1号に規定する産業廃棄物の同号に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土等の堆積

(2) その他市長が定める堆積

(安全基準)

第3条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第4条 条例第7条第5項及び第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(6) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第6号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(適用除外の事業)

第5条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実務行為として行う事業

(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業

(3) 自己の居住の用に供する住宅を建設する目的で行う事業

(4) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う事業

(5) その他市長が認める事業

(事前説明)

第6条 条例第9条に規定する特定事業の許可を受けようとする事業主等(以下「申請者」という。)は、当該許可の申請前に、特定事業区域の周辺地域の住民及び土地所有者に対し、当該事業の内容について次に掲げる方法により事前に説明しなければならない。

(1) 特定事業の概要等を記載した標識(別記様式第2号)を条例第10条の規定により協議を行う日の30日前までに設置しておくこと。

(2) 事前説明会を開催すること。

2 前項第2号の事前説明会には、何人の出席も妨げないものとする。この場合において、事業主等は、次に掲げる者(特定事業区域の所有者を除く。)に対しては、当該事前説明会の開催の周知に特に努めなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる区域(以下「近隣区域」という。)の所有者

特定事業区域の所有者(当該特定事業区域について所有権を有する者が2人以上いる場合は、それら有する者のいずれか)が所有する土地の区域が当該特定事業区域に接している場合	次に掲げる土地の区域 1 次のア及びイのいずれにも該当する土地の区域のうち、特定事業区域に接する一団の土地(点をもって接する土地についても、一団の土地とする。)の区域の部分 ア 特定事業区域の所有者(当該特定事業区域について所有権を有する者が2人以上いる場合は、それら有する者のいずれか)が所有する土地の区域 イ 特定事業区域から100メートルの区域内の土地 2 特定事業区域(前号に該当する土地の区域を含む。以下この表において「事業区域等」という。)に隣接する土地(事業区域等に隣接する道路又は水路(以下「事業区域等隣接道路等」という。)がある場合は、当該事業区域等隣接道路等と当該事業区域等との境界線から当該事業区域等隣接道路等との境界線までの距離が6メートル未満となる土地を含む。)
特定事業区域の所有者(当該特定事業区域について所有権を有するものが2人以上いる場合は、それら有する者のいずれか)が所有する土地の区域が当該特定事業区域に接していない場合	特定事業区域に隣接する土地(特定事業区域に隣接する道路又は水路(以下「事業区域隣接道路等」という。)がある場合は、当該事業区域隣接道路等と当該特定事業区域との境界線から当該事業区域隣接道路等との境界線までの距離が6メートル未満となる土地を含む。)

(2) 特定事業区域から100メートルの区域内に居住する者

3 前項の規定を適用する場合において、特定事業区域から100メートルの区域内の土地の全ての所有権が当該特定事業区域の所有者(当該特定事業区域について所有権を有する者が2人以上いる場合は、それら有する者のいずれか)に属するときは、同項第1号の規定は、適用しない。

(事前協議)

第7条 条例第10条に規定する協議は、申請者が条例第9条に規定する特定事業の許可の申請前に、特定事業事前協議申出書（別記様式第3号）に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に2部提出することにより行わなければならない。

- (1) 特定事業計画書（事前協議用）（別記様式第4号）
- (2) 特定事業区域の土地の全部事項証明書
- (3) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (4) 事業主と事業施工者の印鑑登録証明書（事業主又は事業施工者が法人である場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）
- (5) 事業主と事業施工者との土地の埋立て等に関する契約書
- (6) 第5条第1項第1号の規定による標識の設置に関する記録及び写真
- (7) 事前説明会等報告書（別記様式第5号）
- (8) 特定事業区域周辺世帯数調査書（別記様式第6号）
- (9) 特定事業区域の所有者を除く近隣区域の土地所有者全ての近隣区域土地所有者承諾書（別記様式第7号）
- (10) 特定事業区域から100メートルの区域内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の近隣住民承諾書（別記様式第8号）
- (11) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (13) 特定事業場の現況平面図及び縦横断面図
- (14) 特定事業場の計画平面図及び縦横断面図
- (15) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (16) 調整池平面図、断面図及び構造図
- (17) 放流先水路流域図及び断面図
- (18) 流量計算書
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 市長は、条例第10条に規定する協議が整ったときは、特定事業事前協議済書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（許可の申請）

第8条 条例第11条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記様式第10号）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2）
- (3) 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（条例第13条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (9) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (10) 特定事業場の土地の全部事項証明書及び公図の写し
- (11) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (12) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記様式第11号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (13) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (15) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
- (16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (17) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (18) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (19) 現場責任者であることを証する書面
- (20) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第11条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- (2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (4) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 条例第11条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（別記様式第13号）とする。

5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号から第6号までに掲げる書類
- (2) 第2項第7号、第10号、第11号、第18号及び第19号に掲げる書類及び図面
- (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- (4) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第12号に掲げる書類及び図面
- (5) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- (2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (4) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (5) 特定事業の期間

7 第2項第12号及び第5項第4号の書類及び図面を作成するために行う特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行う

こと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに同表に掲げる測定方法により行うこと。

(条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第8条の2 条例第13条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(許可又は不許可の決定)

第9条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可（不許可）決定通知書（別記様式第14号）により事業主等に通知するものとする。

(構造上の基準)

第10条 条例第13条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第11条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第12条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 法定代理人の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ 役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 第8条の2に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

(7) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

(8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

(9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)

2 条例第14条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記様式第15号）

とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第1号から第7号まで、一時堆積特定事業に係るものにあつては第1号から第6号まで及び第8号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2）
- (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に第8条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (7) 第8条第2項第7号から第20号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- (8) 第8条第5項第2号から第7号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

4 条例第14条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
- (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
- (4) 申請者に第8条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

5 条例第14条第8項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（別記様式第16号）を提出して行わなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

6 第9条第1項及び第2項の規定は、条例第14条第3項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「条例第11条第1項又は第2項」とあるのは「条例第14条第3項」と、同条第2項中「特定事業許可（不許可）決定通知書（別記様式第14号）」とあるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（別記様式第17号）」と読み替えるものとする。

（特定事業の着手の届出）

第13条 条例第16条の規定による届出は、特定事業着手届（別記様式第18号）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第14条 条例第17条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第19号）を提出して行わなければならない。

2 条例第17条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するた

めに必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第20号）とする。

3 条例第 17 条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記様式第 11 号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第 12 号）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第17条第 2 号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記様式第21号）とする。

（土砂等管理台帳）

第15条 条例第18条第 1 項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記様式第22号）とする。

2 条例第18条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称

（2） 特定事業の許可の番号

（3） 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積

（4） 特定事業の許可の期間

（5） 特定事業に使用される土砂等の量

（6） 現場責任者の氏名及び職名

（7） 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所

（8） 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

（9） 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称、

3 条例第18条第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（別記様式第23号）によるものとする。

4 条例第18条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 第 2 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる事項

（2） 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第18条第 1 項及び第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第18条第 1 項及び第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、毎年 3 月 31 日をもって閉鎖しなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第 16 条 条例第 18 条第 3 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が 2 月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止を

しようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止したときは条例第 22 条第 3 項の規定による届出のとき、特定事業を完了したときは条例第 23 条第 3 項の規定による届出のとき、又は特定事業を終了したときは条例第 24 条第 3 項の規定による届出のとき) に特定事業状況報告書(別記様式第 24 号)を提出して行わなければならない。

- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第18条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止したときは条例第22条第3項の規定による届出のとき、特定事業を完了したときは条例第23条第3項の規定による届出のとき、又は特定事業を終了したときは条例第24条第3項の規定による届出のとき)に特定事業(一時堆積特定事業)状況報告書(別記様式第25号)を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第17条 条例第19条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第19条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと(条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあっては、地質検査を省略することができる。

(水質検査)

第18条 条例第19条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第22条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第19条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第19条 条例第19条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書（別記様式第26号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- （1） 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- （2） 第17条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記様式第11号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第12号）
- （3） 第18条の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記様式第11号）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記様式第27号）。環境計量士の発行したものに限る。）

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第19条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（標識）

第20条 条例第21条第1項に規定する標識は、別記様式第28号によるものとする。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 特定事業の許可年月日及びその番号
- （2） 特定事業の目的
- （3） 特定事業場の所在地
- （4） 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- （5） 特定事業の許可の期間
- （6） 特定事業場及び特定事業区域の面積
- （7） 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業にあっては、土砂等

の年間の搬入及び搬出の予定量)

(8) 現場責任者の氏名及び職名

(9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第21条第3項に規定する特定事業の許可番号の表示は、別記様式第29号によるものとする。

4 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂等の発生元及び数量並びに発生元責任者の証明

(2) 土砂等の受入れ地先

(3) 車両の番号、運転者の氏名並びに運転者の所属及びその所属先の所在地

5 前項に掲げる事項を記載する書類は、佐倉市特定事業土砂等運搬確認票（別記様式第29号の2）とする。

（特定事業の廃止等に係る届出）

第21条 条例第22条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（別記様式第30号）を提出して行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可年月日及びその番号

(2) 特定事業場の位置

(3) 特定事業の許可の期間

(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間

(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造

(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積

3 条例第22条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記様式第31号）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第22条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記様式第32号）を提出して行わなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可年月日及びその番号

(2) 特定事業場の位置

(3) 特定事業の許可の期間

(4) 特定事業の完了の予定年月日

(5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業完了届（別記様式第33号）を提出して行わなければならない。

（特定事業の終了に係る届出）

第23条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届（別記様式第34号）

を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業場の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業終了届（別記様式第35号）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第24条 条例第25条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記様式第36号）とする。

2 条例第25条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第25条第4項において準用する条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2）
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に第8条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 現場責任者であることを証する書面
- (9) 譲受けを証する書面
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- (3) 特定事業場の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 申請者に第8条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由

(相続等の届出)

第25条 条例第26条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届（別記様式第37号）を提出して行わなければならない。

(身分を示す証明書)

第26条 条例第33条第2項に規定する証明書は、立入検査員証（別記様式第38号）とする。

(書類等の提出)

第27条 条例第11条第1項及び第2項、第14条第3項並びに第25条第2項の規定による許可の申請、条例第14条第8項、第16条、第17条、第22条第1項及び第3項、第23条第1項及び第3項、第24条第1項及び第3項並びに第26条第2項の規定による届出並びに条例第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定による報告に係る書類及び図面の提出部数は、2部（特定事業区域の面積が1万平方メートル以上である場合にあっては、3部）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）中にこれに相当する規定がある場合には、新規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月13日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月17日規則第44号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日規則第3号）

この規則は、平成27年2月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4中21の項を削り、22の項を21の項とする改正規定 平成27年4月2日

(2) 別表第4の2の項の改正規定 平成27年5月29日

附 則（平成28年3月2日規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規則第43号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第22号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月11日規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第7号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1並びに別記様式第12号及び別記様式第27号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月26日規則第24号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和6年3月8日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則別表第4の10の項に掲げる行為とみなす。

別表第1（第3条、第8条、第14条、第17条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38・1・1及び88の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65・2（65・2・7を除く。）に定める方法
砒（ひ）素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定

	地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき15ミリグラム未満	要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第１条第３項及び第２条に定める方法
総水銀	検液１リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表３及び昭和49年環境庁告示第64号付表３に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第１条第３項及び第２条に定める方法
ジクロロメタン	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成９年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
１・２－ジクロロエタン	検液１リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１又は５・３・２に定める方法
１・１－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
１・２－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・２に、トランス体にあつては日本産業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・１に定める方法
１・１・１－トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１・１・２－トリクロロエタン	検液１リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
テトラクロロエ	検液１リットルにつき0.01	日本産業規格K0125の５・１、５・２、５・

チレン	ミリグラム以下	3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3－ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34・1（34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200m lに硫酸10m l、リン酸60m l及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250m lを混合し、水を加えて1000m lとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は34・1・1 cに定める方法（注 ⁽²⁾ ）第3文及び34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4－ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	PH5.8から8.6までの範囲	地盤工学会基準JGS0211「土懸濁液のpH試験方法」に定める方法
コーン指数	1平方メートルにつき、400キロニュートン以上	日本産業規格A1228の6に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 六価クロムの項目について、日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170・7の7に定める操作を行うものとする。
- 5 1.2ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第10条関係）

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫（れき）、砂質土、礫（れき）質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル

			以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 次のア又はイに掲げる施設を用いる場合の当該施設の構造は、それぞれ当該ア又はイに定める規定に適合すること。

ア 擁壁 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条まで

イ 崖面崩壊防止施設 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第14条

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等が設置されていること。

6 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第10条関係）

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000平方メートル未満	2メートル以上
5,000平方メートル未満	4メートル以上
5,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等の堆積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第8条、第11条関係）

1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業

4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに

- 同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 5 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
 - 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
 - 7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
 - 8 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
 - 9 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
 - 10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項本文の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
 - 11 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
 - 12 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
 - 13 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
 - 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
 - 15 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
 - 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
 - 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
 - 18 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
 - 19 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
 - 20 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
 - 21 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特

別地区内における許可を要する行為

別記

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第10号の2（第8条、第12条、第24条関係）

様式第11号（第8条、第14条、第19条関係）

様式第12号（第8条、第14条、第19条関係）

様式第13号（第8条関係）

様式第14号（第9条関係）

様式第15号（第12条関係）

様式第16号（第12条関係）

様式第17号（第12条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第14条関係）

様式第20号（第14条関係）

様式第21号（第14条関係）

様式第22号（第15条関係）

様式第23号（第15条関係）

様式第24号（第16条関係）

様式第25号（第16条関係）

様式第26号（第19条関係）

様式第27号（第19条関係）

様式第28号（第20条関係）

様式第29号（第20条関係）

様式第29号の2（第20条関係）

様式第30号（第21条関係）

様式第31号（第21条関係）

様式第32号（第22条関係）

様式第33号（第22条関係）

様式第34号（第23条関係）

様式第35号（第23条関係）

様式第36号（第24条関係）

様式第37号（第25条関係）

様式第 38 号（第 26 条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

担当者名

電話番号

公共的団体の認定を受けたいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

（1）出資総額 千円（ 年 月 日現在）

（2）地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

特定事業計画のお知らせ

事業区域の所在地	
事業区域の面積	
事業の目的	
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所 及び発生形態	
総搬入量	m ³
1日当たり最大搬入量	t 車 台 m ³
使用機材の種類及び台数	
工事の概要 生活環境の 保全対策 防災対策	
事業計画説明会の 実施日時・場所	年 月 日（ ）時から 時まで 場所
事業主	
施工者	
上記計画についての問い合わせは、下記まで連絡ください。 連絡先氏名 電話番号 又は名称 担当者 標識設置 年 月 日	

備考

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル、横90センチメートルとすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺色の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、風などで転倒しないようにすること。

様式第3号（第7条関係）

（表）
特定事業事前協議申出書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

事業主 住所

氏名

実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名

実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第10条の規定により、協議を申し出ます。

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面積 (㎡)	土地所有者の 氏 名	都市計画 用途区域
所 在	地 番	登 記	現 況			
合 計		筆				

(裏)

4 添付書類

- (1) 特定事業計画書（事前協議用）（別記様式第4号）
- (2) 特定事業区域の土地の全部事項証明書
- (3) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (4) 事業主と事業施工者の印鑑登録証明書（事業主又は事業施工者が法人である場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）
- (5) 事業主と事業施工者との土地の埋立て等に関する契約書
- (6) 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則第6条第1項第1号の規定による標識の設置に関する記録及び写真
- (7) 事前説明会等報告書（別記様式第5号）
- (8) 特定事業区域周辺世帯数調査書（別記様式第6号）
- (9) 特定事業区域の所有者を除く近隣区域の土地所有者すべての近隣区域土地所有者承諾書（別記様式第7号）
- (10) 特定事業区域から100メートルの区域内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の近隣住民承諾書（別記様式第8号）
- (11) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (13) 特定事業場の現況平面図及び縦横断面図
- (14) 特定事業場の計画平面図及び縦横断面図
- (15) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (16) 調整池平面図、断面図及び構造図
- (17) 放流先水路流域図及び断面図
- (18) 流量計算書
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面

注 提出書類及び図面の番号に○を付けてください。

様式第4号（第7条関係）

特定事業計画書（事前協議用）

事業の区分	埋立て及び盛土・堆積
事業概要 （法処理、排水計画、埋立高等）	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
土砂等の発生場所 及び発生形態	
総搬入量	m ³
1日当たりの最大搬入量	t 車 台 m ³
跡地利用計画	
生活環境の保全対策 防災対策	
他の法令等の許認可等・ 届出を要する場合は、その法令等と許認可等・届出の状況	
その他	

事前説明会等報告書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

事業主 住所
氏名
電話番号

（法人あつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
電話番号

（法人あつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業区域の周辺関係者に説明会を行いましたので、その内容について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業区域の所在地
- 4 事業区域の規模（面積等）
- 5 説明会等の日時及び場所
- 6 説明会及び説明を受けた者（別紙出席者名簿のとおり）
- 7 説明会の内容その他の記録（別紙のとおり）

様式第6号（第7条関係）

特定事業区域周辺世帯数調査書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

事業主 住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり相違ありません。

記

1 調査の時点

年 月 日

2 調査した地域

上記の土地に接する100メートル以内の地域

3 居住する世帯数

世帯

4 上記世帯の住所及び世帯主の氏名

番号	住 所	氏 名	承 諾

注 上記の世帯の位置を2,500分の1の地図に記入し、承諾が得られた世帯には赤丸で印を付けること。

また、承諾が得られた世帯は、上記の承諾の欄に○を記入すること。

近隣区域土地所有者承諾書

特定事業許可申請者（ ）の施工する特定事業（一時堆積特定事業）区域に隣接する土地の所有者として、その施工について異議がないので、承諾します。

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積（登 記 簿）	備 考

また、承諾の前提として、次の事項を特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては、事業場）の位置及び面積
- 2 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 3 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- 4 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 5 特定事業の期間
- 6 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- 7 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

㊞

近隣住民承諾書

特定事業許可申請者（ ）の施工する特定事業（一時堆積特定事業）区域の近隣に居住する世帯主として、その施工について異議がないので、承諾します。

また、承諾の前提として、次の事項を特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては、事業場）の位置及び面積
- 2 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 3 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- 4 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 5 特定事業の期間
- 6 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- 7 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

世帯主
住 所

氏 名

印

第 号
年 月 日

特定事業事前協議済書

事業主	住所	
	氏名	様
事業施工者	住所	
	氏名	様

佐倉市長 へ

年 月 日付けで協議の申出があった特定事業については、協議が整ったので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。
関係各課の指導を遵守し、速やかに許可申請をしてください。

（第1面）

特定事業許可申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者

事業主 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の許可を受けたいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第11条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の 位置及び面積	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ² ほか 筆
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり	
現場責任者の氏名及び職名	
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり	
特定事業に使用される土砂 等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日 ～ 年 月 日
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり	
特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項・・・別紙のとおり	
法定代理人の氏名及び住所 (法人にあっては、その名 称、住所及び代表者の氏名)	
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行 うために必要な措置・・・別添図面の とおり	
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用 された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・ 別添施工図面 のとおり	

(第2面)

添 付 書 類	1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
	2 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2）
	3 申請者が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（条例第13条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）
	4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
	5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
	6 申請者に規則第8条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
	7 特定事業場の位置図及び付近の見取図
	8 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
	9 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
	10 特定事業場の土地の全部事項証明書及び公図の写し
	11 特定事業区域の土地の公図の写し
	12 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記様式第11号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。）
	13 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
	14 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
	15 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
	16 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	17 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
	18 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
	19 現場責任者であることを証する書面
	20 その他市長が必要と認める書類及び図面

申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人		
(個人である場合)		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第 4 面)

申請者が個人である場合

申請者		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者			
(ふ り が な) 氏 名		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
		割 合	
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

⑩

申請者は、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第13条第1項第1号アからケまで（同条例第25条第4項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第13条第1項第1号アからケまでの内容

- | |
|--|
| <p>ア 第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る佐倉市行政手続条例（平成9年佐倉市条例第3号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> |
|--|

検査試料採取調書

年 月 日

採取者
住 所

所 属

職氏名

連絡先電話番号

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報 告 区 分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

注 検体区分及び番号の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号

分析機関名

代表者

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。（検体区分・番号）

計量の対象／単位		測定値	定量/下限値	基準	測 定 方 法	
カドミウム	mg / ｌ			0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4	
全シアン	mg / ｌ			不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く)	
有機 ^{りん} 燐	mg / ｌ			不検出	昭和49.環告第64号付表1、日本産業規格K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg / ｌ			0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg / ｌ			0.05	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)	
^ひ 砒 素	mg / ｌ			0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg / ｌ			0.0005	昭和46.環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg / ｌ			不検出	昭和46.環告第59号付表3及び昭和49.環告第64号付表3	
P C B	mg / ｌ			不検出	昭和46.環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg / ｌ			0.02	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg / ｌ			0.002	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg / ｌ			0.002	平成9.環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg / ｌ			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg / ｌ			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg / ｌ			0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2 トランス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.2.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg / ｌ			1	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg / ｌ			0.006	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg / ｌ			0.01	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg / ｌ			0.01	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg / ｌ			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg / ｌ			0.006	昭和46.環告第59号付表5	
シマジン	mg / ｌ			0.003	昭和46.環告第59号付表6第1、第2	
チオベンカルブ	mg / ｌ			0.02	昭和46.環告第59号付表6第1、第2	
ベンゼン	mg / ｌ			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg / ｌ			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg / ｌ			0.8	日本産業規格 K0102 34.1（34の備考1を除く。） 、34.4、34.1.1c（注（ ² ）第3文及び規格34の備考1を除く。） 、昭和46.環告第59号付表7	
ほう素	mg / ｌ			1	日本産業規格K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサン	mg / ｌ			0.05	昭和46.環告第59号付表8	
水素イオン濃度指数	pH			5.8から 8.6まで	地盤工学会基準JGS0211「土懸濁液のPH試験方法」に定める方法	
農用地 田に限る	^ひ 砒素	mg / kg		15	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条	含有 試験
	銅	mg / kg		125	昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条	
検体の性状	形状		色		におい	
備考	発生場所： 工事名： 発生事業者名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事務所の所在地：					

特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

申請者

事業主 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の許可を受けたいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第11条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	特定事業場の面積 （実測） m ² うち特定事業区域の面積 （実測） m ² ほか 筆
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり	
現場責任者の氏名及び職名	
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添の （表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合・・・別添図面 の とおり）	
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均 m ³ 年間の搬出予定量 m ³ 1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり	
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・別添図面 のとおり	
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置 ・・・別添図面 のとおり	

添 付 書 類	1 住民票の写し（事業主又は事業施工者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
	2 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2）
	3 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（条例第13条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）
	4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
	5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
	6 申請者に規則第8条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
	7 特定事業場の位置図及び付近の見取図
	8 特定事業場の土地の全部事項証明書及び公図の写し
	9 特定事業区域の土地の公図の写し
	10 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
	11 現場責任者であることを証する書面
	12 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
	13 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記様式第11号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。）
	14 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
	15 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
	16 その他市長が必要と認める書類及び図面

(第3面)

申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	住所

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏 名		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
		割 合	
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号（第9条関係）

特定事業許可（不許可）決定通知書

第 号

事業主住所
氏名

事業施工者住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった特定事業については、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり許可する（下記の理由により許可しない）ので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

佐倉市長 〆

記

- 1 許可する特定事業区域
- 2 特定事業区域の面積
- 3 許可期間
- 4 許可条件 別記許可条件のとおり
- 5 不許可の理由

（教示）

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

別記

許 可 条 件

- 1 本許可申請書書類その他市長に提出した書類及び図面の写しを事務所内に保存し、利害関係者の縦覧に供すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに特定事業を中止し佐倉市経済環境部廃棄物対策課へ連絡すること。
 - (1) 特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した場合
 - (2) 特定事業の施工中において、特定事業区域外へ土砂等の崩落、飛散又は流出等の恐れが生じ、若しくは発生した場合
- 3 特定事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止について、土砂発生元、運搬事業者及び従業員に周知徹底し、指導すること。
- 4 現場責任者は、作業時間内は特定事業場内に常駐し現場監督を行うとともに立入検査又は現場調査等に立ち会うこと。
- 5 4の立入検査又は現場調査等の際に、職員が必要と認めた場合、特定事業区域内の土砂及び排水のサンプルの採取について協力すること。
- 6 特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界を示す旗等を設置すること。また、許可期間内において旗等が破損した場合は、遅滞なく補修すること。
- 7 本許可期間において、他法令等の許認可の期間が満了する場合又は新たに他法令等の許認可等を必要とする場合は、遅滞なく当該許認可等の写しを佐倉市に提出すること。
- 8 特定事業の施工については、特定事業施工計画書の工程及び施行方法のとおり行うこと。

（第1面）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

申請者

事業主 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名 実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について変更したので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第14条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項 の 内 容		
変更の理由		

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書） 2 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第10号の2） 3 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第13条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し） 4 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し 5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し 6 申請者に規則第8条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し 7 特定事業場の位置図及び付近の見取図 8 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 9 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 10 特定事業場の土地の全部事項証明書及び公図の写し 11 特定事業区域の土地の公図の写し 12 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記様式第11号）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。） 13 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 14 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面 15 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図 16 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 17 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 18 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 19 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図 20 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 21 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 22 その他市長が必要と認める書類及び図面
------------------	---

(第3面)

申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	住所

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者			
(ふ り が な) 氏 名		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	保有する株式の数又は 出資の金額 割 合	
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
	役職名・呼称		

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

特定事業軽微変更届

年 月 日

（宛先）佐倉市長

事業主 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第14条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定事業場の位置

2 特定事業の許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 軽微な変更の内容

	変 更 後	変 更 前
住 所（所 在 地）		
氏 名（名 称）		
法 人 の 代 表 者		
法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）		
役員、株主等又は使用人	別紙1から別紙4までのとおり	役員、株主等又は使用人
現 場 事 務 所 の 位 置		
現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名		
特定事業に使用される土砂等の量（一時堆積特定事業の場合は、搬入及び搬出の予定量）		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変 更 の 理 由		

注

- 1 住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。
- 2 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。
- 3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）を添付すること。
- 4 役員、株主等又は使用人の変更の場合は、別紙に記載し、新たに役員、株主等又は使用人になった者の住民票の写しを添付すること。
- 5 その他市長が必要とする書類又は図面を添付すること。

新旧対照表（役員・株主等・使用人）

区分	新		旧	
	役員名・呼称	氏 名	役員名・呼称	氏 名
役員（許可を受けた者が未成年で法定代理人が法人の場合）				
役員（許可を受けた者が法人である場合）				
株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）				
規則第8条の2に規定する当該使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が未成年者の場合）

法定代理人		
（個人である場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
（法人である場合）		
(ふ り が な) 名 称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が個人である場合）

申請者		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

注
各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が法人である場合）

申請者				
(ふ り が な) 氏 名	主たる事務所の所在地			
役員				
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数	株	出資の額	住 所	
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	保有する株式の数又は 出資の金額 割 合		
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所		

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第 17 号（第 12 条関係）

特定事業変更許可（不許可）決定通知書

第 号

事業主住所
氏名

事業施工者住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった特定事業については、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則第 12 条第 5 項の規定により準用する同規則第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可する（下記理由により許可しない）ので、同規則第 12 条第 5 項の規定により準用する第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

佐倉市長

へ

記

- 1 許可する特定事業区域
- 2 特定事業区域の面積
- 3 許可期間
- 4 許可条件 別記許可条件のとおり
- 5 不許可の理由

（教示）

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

別記

許可条件

- 1 本許可申請書書類その他市長に提出した書類及び図面の写しを事務所内に保存し、利害関係者の縦覧に供すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに特定事業を中止し佐倉市経済環境部廃棄物対策課へ連絡すること。
 - (1) 特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した場合
 - (2) 特定事業の施工中において、特定事業区域外へ土砂等の崩落、飛散又は流出等の恐れが生じ、若しくは発生した場合
- 3 特定事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止について、土砂発生元、運搬事業者及び従業員に周知徹底し、指導すること。
- 4 現場責任者は、作業時間内は特定事業場内に常駐し現場監督を行うとともに立入検査又は現場調査等に立ち会うこと。
- 5 4の立入検査又は現場調査等の際に、職員が必要と認めた場合、特定事業区域内の土砂及び排水のサンプルの採取について協力すること。
- 6 特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界を示す旗等を設置すること。また、許可期間内において旗等が破損した場合は、遅滞なく補修すること。
- 7 本許可期間において、他法令等の許認可の期間が満了する場合又は新たに他法令等の許認可等を必要とする場合は、遅滞なく当該許認可等の写しを佐倉市に提出すること。
- 8 特定事業の施工については、特定事業施工計画書の工程及び施行方法のとおり行うこと。

様式第 18 号（第 13 条関係）

特定事業着手届

年 月 日

（宛先）佐倉市長

届出者

事業主 住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担当者名

特定事業に着手したので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
着 手 年 月 日	年 月 日
土砂等の搬入届の 提 出 年 月 日	年 月 日

土砂等搬入届

年 月 日

（宛先）佐倉市長

事業主 住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先
発生場所：
発生元事業者名： 電話番号
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真・・・別添のとおり
- 3 土砂等の発生場所の工事名等
- 4 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3
- 5 土砂等の搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 土砂等の運搬事業者名（すべて記載のこと。）
- 7 特定事業に係る区分及び場所
区分：埋立て等・一時堆積
場所：
- 8 特定事業の許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者

様

発生元事業者

住 所

事業者名

⑩

代表者

現場責任者

⑩

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5, 000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度） 結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時堆積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第21号（第14条関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者

住 所

事業者名

印

代 表 者

電話番号

が佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

許 可 採 取 場 所 在 地	
採 取 計 画 認 可 番 号	
認 可 期 間	
許 可 採 取 量	m ³
特 定 事 業 区 域 所 在 地	
売 渡 し 又 は 譲 渡 の 土 量	m ³
売 渡 又 は 譲 渡 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第22号（第15条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳

特定事業許可 事業主等		特定事業 許可番号	佐倉市指令第 号
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日 （ 年 月分）
特定事業区域 の 面 積	m ²	使用される 土砂等の量	m ³
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

発生元事業者 名及び住所		工事施工場所		工事現場 責任者氏名	
土砂等の発生 場所の工事名		搬入土砂等の 区 分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入 契 約 量	m ³	土 砂 等 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬 契 約 者 名	

日 付	搬入量 （m ³ ）	発生場所から特定事業場への運搬手段（該当項目すべてに○印を記入）				備 考
		陸 上 輸 送		海 上 輸 送		
		発生場所 からの直送	一時的堆積場を経由		積込地（ ） ↓ 積卸地（ ） 海上輸送前後は 陸上輸送となる。	
県外堆積場 （ ）	県内堆積場 （ ）					
前 月 までの 累 計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計（残）						
累計						

注

- 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 2 毎年3月31日をもって閉鎖すること。
- 3 備考の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
- 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。
- 5 佐倉市特定事業土砂等運搬確認票（様式第29号の2）を添付すること。

様式第23号（第15条関係）

土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）

特定事業許可 事業主等		特定事業 許可番号	佐倉市指令第 号
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月分)
特定事業区域 の 面 積	m ²	使用される土砂等の 搬入量・搬出量	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均 m ³ 年間の搬出予定量 m ³ 1日平均 m ³
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

発生元事業者 名及び住所		工事施工場所		工事現場 責任者氏名	
土砂等の発生 場所の工事名		搬入土砂等の 区 分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入 契約 量	m ³	土 砂 等 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬 契約者名	

日 付	搬入量 (m ³)	搬入に係る運搬手段 (該当項目すべてに○印を記入)			特定事業場への搬出				備考
		陸 上 輸 送		海 上 輸 送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		発生場所 からの 直送	一時的堆 積場 () を經由	積込地 () ↓ 積卸地 () 海上輸送前後は 陸上輸送となる。	()	()	()		
前 月 までの 累 計					排出量 (m ³)	排出量 (m ³)	排出量 (m ³)	搬出量 (m ³)	残 ()
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計（残）								残（）	
累計									

注

- 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 2 毎年3月31日をもって閉鎖すること。
- 3 備考の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
- 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。
- 5 佐倉市特定事業土砂等運搬確認票（様式第29号の2）を添付すること。

特定事業状況報告書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

報告者 事業主 住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第18条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び	年 月 日 第 号				
特定事業場の位置	許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：				
特定事業区域の面積	m ² （うち今回実施済面積 m ² ） （実施済面積 m ² ）				
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ （うち今回実施済量 m ³ ） （実施済量 m ³ ）				
発生場所・工事名等	搬入予定 量 m ³	前回累計 量 m ³	今回報告 量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

特定事業（一時堆積特定事業）状況報告書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

報告者
事業主 住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第18条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：				
	発生場所・工事名等	前回までの 処分残量 m ³	月 日～ 月 日 搬入量 m ³ 搬出量 m ³	堆積場所 区分の有無	備考
合 計					

特定事業地質等検査報告書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

報告者
事業主 住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第19条第1項の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び	年 月 日 第 号
特定事業場の位置	許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
土砂等及び排水の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析（濃度）結果証明書・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定（濃度）結果証明書・・・別添のとおり	

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号

分析機関名

代表者

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。（検体区分 ）

項 目		測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
単位					
カドミウム	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4
全シアン	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は付表1
有機 ^{りん} 燐	mg/ℓ				昭和49.環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 65.2.1、65.2.6
砒 素	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表3及び昭和49.環告第64号付表3
P C B	mg/ℓ				日本産業規格 K0093、昭和46.環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
四塩化炭素	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
チウラム	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表5
シマジン	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表6第1、第2
チオベンカルブ	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表6第1、第2
ベンゼン	mg/ℓ				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.2
セレン	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 67
ふっ素	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 34.1 (34の備考1を除く。)、34.2、34.4、34.1.1c (注 ⁽²⁾) 第3文及び規格34の備考1を除く。) 昭和46.環告第59号付表7
ほう素	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 47
1,4-ジオキサン	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表8
銅	mg/ℓ				日本産業規格 K0102 52.2、52.3、52.4、52.5
浮遊物質	mg/ℓ				昭和46.環告第59号付表9
水素イオン濃度指数	—		—	—	—
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				

↑

90

cm

以上

↓

←----- 1 2 0 cm 以上 -----→

土 砂 等 の 埋 立 て 等 に 関 す る 標 識

事 業 の 許 可

年 月 日 佐 倉 市 指 令 第 号

事 業 の 目 的

事 業 場 の 所 在 地

事 業 主

住所(所在地)

氏 名 (名 称)

事 業 施 工 者

住所(所在地)

氏 名 (名 称)

連 絡 先

連 絡 先

事 業 の 許 可 期 間

年 月 日 ~ 年 月 日

事 業 場 及 び 事 業 区 域 の 面 積

事業場の面積：

事業区域の面積：

事業場及び事業区域の
見取図

土砂等の発生場所及
び搬入予定量（一時
堆積特定事業の場合
は、土砂等の年間の
搬入及び搬出予定量）

現 場 責 任 者 の
氏 名 及 び 職 名

↑

5 0 cm 以上

↓

土 砂 等 運 搬 車	
佐倉市許可特定事業 （許可番号〇〇〇〇）	
搬入先	佐倉市〇〇〇

備考

- 1 標識の大きさは、横 42 センチメートル、縦 29.7 センチメートル（A3 版）以上とすること。
- 2 次の各号に掲げる標識中の文字については、当該各号に定める大きさとする。
(1) 「土砂等運搬車」 一文字当たり 6 センチメートル以上
(2) 「佐倉市許可特定事業」及び「(許可番号〇〇〇〇〇〇)」 一文字当たり 3 センチメートル以上
(3) 「搬入先」及び「佐倉市〇〇〇」 一文字当たり 3 センチメートル以上
- 3 土砂等を運搬していることが判別できるよう商号の名称が分からない略称や屋号を使わないこと。
- 4 標識を表示する場所は、運転席側のフロントガラス内側とし、表示が隠れたりしないようにすること。
- 5 標識の色は、白地に黒又は紺色の文字とすること。

様式第29号の2（第20条関係）

佐倉市特定事業土砂等運搬確認票

運搬車両 登録番号		土砂等運搬 契約者名 ・所在地	
運転者氏名		連絡先電話番号	

搬出先特定 事業現場	佐倉市		
搬出先特定事 業許可番号	佐倉市指令第	号	特定事業許可 事業主等

上記の特定事業用として、搬出したことを証します。

搬出日	年 月 日		
発生元事業者名 及び住所			
工事施工場所			
土砂等発生場所 工事名			
土砂等の区分		土砂等の量	m ³
工事現場 責任者職氏名	署名又は記名捺印		

※一時堆積場所等から搬出した場合に記載

一時堆積場所等 搬出日	年 月 日		
一時堆積場所等 事業者名・住所			
一時堆積場所等 所在地			
土砂等の区分		土砂等の量	m ³
一時堆積場所等 責任者職氏名	署名又は記名捺印		

（注意）運搬車両1台ごとに作成すること

特定事業廃止（中止）事前届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者

事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
担当者
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を廃止（中止）したいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の 期間及び廃止の期日 （中止期間）	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 （中止期間 年 月 日～ 年 月 日）
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業を廃止（中止）しようとする場合の工程・・・別紙のとおり	
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添施工図面のとおり	
一時堆積特定事業の特定事業区域の面積うち土砂等が堆積されている面積 m ²	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業廃止届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者
事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を廃止したいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第22条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の 期間及び廃止の期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日
土砂等の搬入計画 量及び搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	

特定事業完了事前届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者
事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が完了するので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可 の期間及び完了予 定期日	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 完了予定期日 年 月 日
完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおりに	
特定事業が完了するまでの工程・・・別紙のとおりに	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業完了届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者
事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が完了したので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間及び完了期日	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・別添のとおり	

特定事業終了事前届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者
事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が期間内に完了する見込みがないため、特定事業を終了したいので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
終了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業が終了するまでの工程・・・別紙のとおり	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業終了届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者
事業主 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所
氏名 実印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を終了したので、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可 及び特定事業場 の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可 の期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の搬入計画 量及び搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
終了した特定事業区域の構造・・・別添図面のとおりに	

様式第36号（第24条関係）

（表）

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

申請者

事業主 住所

氏名

実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名

実印

担当者

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第25条第2項の規定により、特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の 氏名及び住所	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
譲受けの理由	

(裏)

添 付 書 類	1 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書) 3 特定事業場の位置図及び付近の見取図 4 現場責任者であることを証する書面 5 譲受けを証する書面 6 その他市長が必要と認める書類
------------------	--

（第1面）
特定事業相続等届

年 月 日

（あて先）佐倉市長

届出者

事業主 住所

氏名

実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業施工者 住所

氏名

実印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第9条の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可 及び特定事業場 の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
承継前の事業者	住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
承 継 年 月 日	年 月 日
現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名	
法定代理人の氏名 及び住所 （法人にあっては、 その名称、住所及び 代表者の氏名）	
承 継 の 理 由	

注

- 1 承継を証する書面を添付すること。
- 2 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）を添付すること。
- 3 現場責任者であることを証する書面を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	1 承継を証する書面
	2 届出者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
	3 届出者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面(別記様式10号の2)
	4 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
	5 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
	6 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
	7 届出者に規則第8条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
	8 現場責任者であることを証する書面

(第 3 面)

申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者である場合

法定代理人		
(個人である場合)		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所

規則第 8 条の 2 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

注

各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
		割合	
規則第8条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	
	役職名・呼称		

注

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

立 入 検 査 員 証		
写 真	所 属	
	職 氏 名	
		年 月 日生
	上記の者は、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する 条例第33条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを 証する。	
	年 月 日	
	佐倉市長	^

（裏）

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（抜すい）

（立入検査）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う事業主等の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

現 場 責 任 者 選 任 書

年 月 日

(あて先) 佐 倉 市 長

申請者

事 業 主 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業施工者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

このことについて、佐倉市 字 番 ほか 筆の特定事業に係る現場責任者として、下記の者を選任いたしました。

記

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
所属会社名等	(会社名) (住 所)
所属会社における役職等	
連絡先電話番号	(自 宅) (会 社)
備 考	

添付書類

- ・ 選任に係る契約関係書類

佐倉市経済環境部廃棄物対策課クリーン推進班

〒285-8501

佐倉市海隣寺町9-7番地

TEL 043-484-4202

FAX 043-486-2504

20250401